
総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務
民間競争入札実施要項（案）

総務省大臣官房企画課情報システム室

- 目 次 -

1	趣旨	3
2	総務省 LAN の構築等請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	4
3	実施期間に関する事項	13
4	入札参加資格に関する事項	14
5	入札に参加する者の募集に関する事項	15
6	総務省 LAN の構築等請負業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の総務省 LAN の構築等請負業務を実施する者の決定に関する事項	17
7	総務省 LAN の構築等請負業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項...	20
8	総務省 LAN の構築等請負業務請負者に使用させることができる国有財産に関する事項.....	21
9	公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、総務省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項...	22
10	公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項	26
11	総務省 LAN の構築等に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項.....	27
12	その他業務の実施に関し必要な事項	28

別添 1 仕様書は情報セキュリティ上の配慮から省略しています。

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、総務省は公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された「総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務」（調達名は「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負」。以下「総務省 LAN 構築等請負業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものである。

2 総務省LANの構築等請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 総務省 LAN の構築等請負業務の概要

ア 総務省情報ネットワークの経緯

総務省は平成 13 年 1 月の中央省庁再編により、旧 3 省庁(総務庁、郵政省及び自治省)を中心に組織統合が行われ、これら旧組織ごとに整備された省庁内ネットワークを継続したまま相互接続することにより当省全体のネットワークである「総務省情報ネットワーク」(以下「総務省 LAN」という。)の運用を開始した。平成 15 年 4 月には、これら旧 3 省庁ごとに整備された省庁内ネットワークの電子メール、電子掲示板等の基本機能を一元化することにより、主要な省庁内ネットワークの統合を実施し、平成 15 年 10 月にその運用を開始した。

その後、「電子政府構築計画」(2003 年(平成 15 年)7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定された「共通システムの見直し方針」(2004 年(平成 16 年)3 月 25 日行政情報システム関係課長連絡会議了承)を受け、個別に運用してきた LAN の終期に合わせ、平成 16 年 9 月に人事・恩給局 LAN、平成 16 年 10 月に公害等調整委員会 LAN、平成 17 年 3 月に行政管理局 LAN、平成 18 年 3 月に消防庁 LAN を順次廃止し、総務省 LAN への統合を行った。

平成 17 年 6 月には、総務省 LAN の完全な一元化等を目指し、「総務省情報ネットワーク(共通システム)の最適化計画」(平成 17 年 6 月 29 日総務省行政情報化推進委員会決定)を策定し、平成 21 年 6 月までに統計局 LAN と総合通信局 LAN の総務省 LAN への統合を実施し、LAN の完全統合及び経費削減等の最適化効果をほぼ計画どおり達成して運用しているところである。

イ 総務省LANの概要

(ア) 総務省 LAN が提供する主なサービス

総務省 LAN は、当省職員であるユーザが LAN 端末によりメールの送受信・共有ファイルの利用、インターネット接続等のサービスを利用するために必要なシステム一式であり、提供する主なサービスは以下のとおりである。

- A メールサービス
- B ポータルサイトサービス
- C ファイル共有サービス
- D リモートアクセスサービス
- E コミュニケーションサービス
- F プリントサービス
- G 無線LAN接続サービス
- H ディザスタリカバリサービス
- I 認証サービス
- J 運用管理サービス
- K ネットワーク接続サービス

(イ) 総務省 LAN の構成

総務省 LAN は、本省 LAN・拠点 LAN・総務省 WAN で構成する。なお、移行・運用時には外部サーバ分室が必要となる(図 2-1 総務省 LAN 調達対象範囲を参照。)

A 本省LAN

本省 LAN とは、総務省 LAN の中で本省（中央合同庁舎第 2 号館）に存在するサービスの集合体である。本省 LAN には、大臣官房、人事・恩給局（総務省第 2 庁舎を除く。）、行政管理局、行政評価局、自治行政局、自治財政局、自治税務局、情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、統計局（霞が関分室に限る。）、消防庁等の部局が存在する。

B 拠点LAN

拠点 LAN とは、総務省 LAN の中で各拠点に存在するサービスの集合体である。拠点 LAN は、外部拠点、地方支分部局、第三者委員会及びディザスタリカバリサイトで構成する。

(A) 外部拠点

外部拠点とは、都心にある総務省第 2 庁舎（統計局及び人事・恩給局等）、公害等調整委員会、自治大学校、情報通信政策研究所、アジア太平洋統計研修所、消防大学校及び消防研究センター、国会連絡室の 7 つの拠点を指す。

(B) 地方支分部局

地方支分部局とは、全国に点在する総合通信局、総合通信事務所、管区行政評価(支)局、行政評価事務所及び行政評価分室の 62 拠点を指す。

(C) 第三者委員会

第三者委員会とは、年金記録の訂正に関し、当省に設置された機関で「年金記録確認第三者委員会」のことである。各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に設置されている。各拠点の回線・ネットワーク機器・ソフトウェアライセンス及びユーザが総務省 LAN に接続する LAN 端末は調達範囲外となるが、総務省 LAN の一部として扱う。

(D) ディザスタリカバリサイト

ディザスタリカバリサイトとは、大規模災害等の有事や障害時の際に総務省 LAN サービスの一部を代替して提供し、また、省内のデータをバックアップするための機能を有する拠点である。なお、ディザスタリカバリサイトとして利用する施設は、本調達の一環として借上げを行う。

C 総務省WAN

総務省 WAN とは本省 LAN と拠点 LAN をつなぐ広域ネットワークを指す。

D 外部サーバ分室

現行総務省 LAN から次期総務省 LAN に移行する際に本省の各サーバ群を一時的に収容するための施設。移行完了後は運用業務時間外等に総務省 LAN のリモート監視を行う施設として利用する。なお、外部サーバ分室として利用する施設は、本調達の一環として借上げを行う。

(ウ) 総務省 LAN の規模

（平成 23 年 8 月時点）

- A ユーザアカウント数：約 8,700 人
 B クライアント端末数：約 8,700 台
 C 拠点数
 (A) 外部拠点：7 拠点
 (B) 地方支分部局：62 拠点
 (C) ディジタルカバリサイト (DR サイト)：1 拠点
 (D) 外部サーバ分室：1 拠点

ウ 総務省LANの構築等請負業務の内容

本業務を実施する民間事業者（以下「請負者」という。）が行う業務は、図2-1に示す調達対象範囲に係る次期総務省 LAN の設計、開発、構築、試験、移行、教育、運用、保守及びプロジェクト管理を行うことにより、ユーザに2 (1)イ (ア) A～Kに示すサービスを安定的に供給することとし、その詳細は別添1「総務省ネットワーク基盤 (LAN) の構築等の請負調達仕様書 (案)」を基本とする。

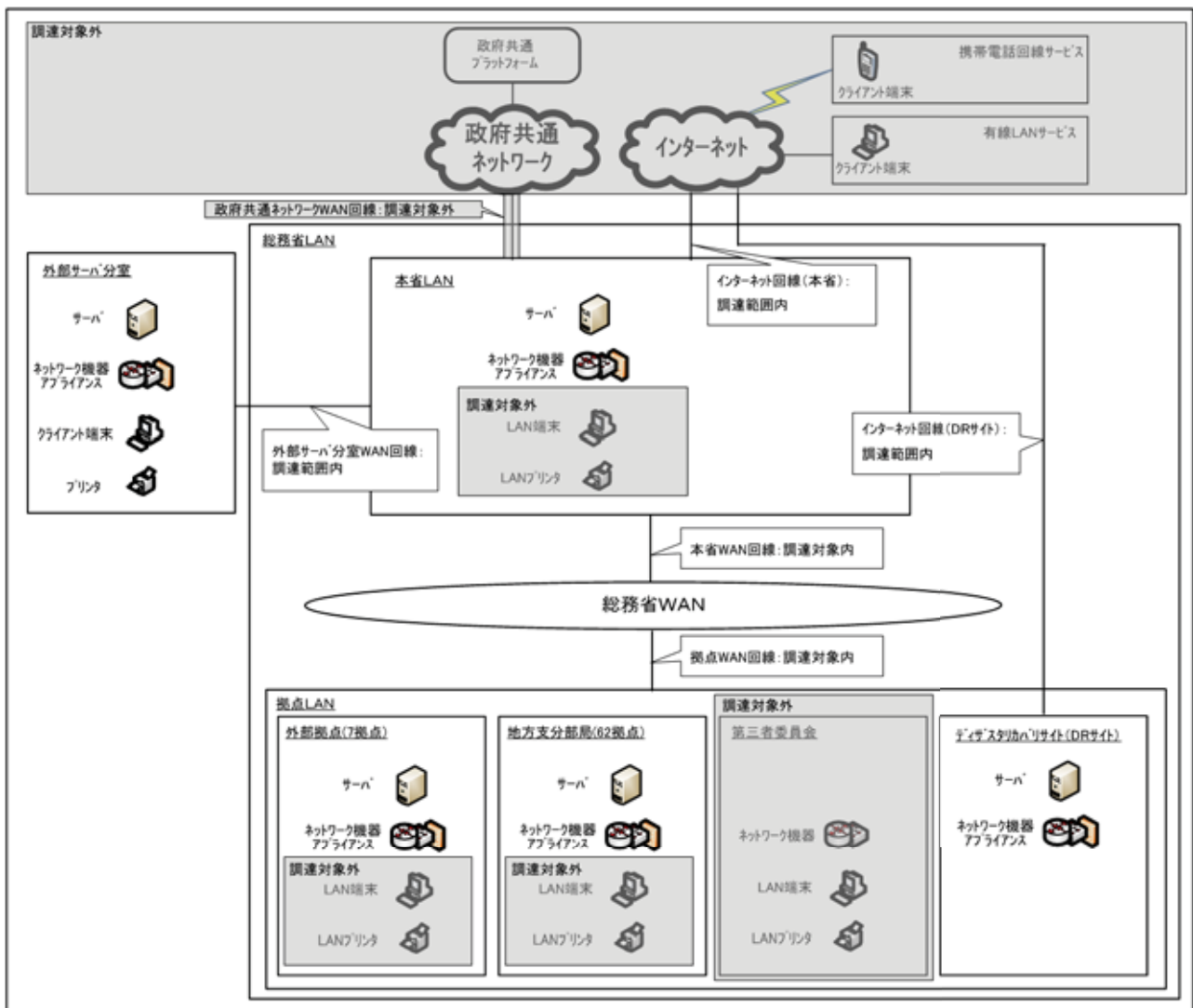


図 2-1 総務省 LAN 調達対象範囲

(ア) 更新整備に係る業務

A プロジェクト管理

本業務の遂行に伴う進捗管理、課題管理、品質管理等を行う。

B 設計

大臣官房企画課情報システム室情報システム第3係（以下「主管係」という。）との調整を経て、提案書及び各種計画書に基づき総務省 LAN のシステム、移行、運用等の設計を行う。

C 開発

ソフトウェアは原則としてパッケージ製品を使用し、作り込みを行わないこととしているが、要件を満たす上で必要であり、主管係の承認を得た場合は開発を行う。

D 構築

各種設計書及び構築計画書に基づき、機器及び利用する施設（ディザスタリカバリサイト、外部サーバ分室）の借上げ、設置調整等の構築作業を行う。なお、次期総務省 LAN の構築は平成 23 年に策定された「総務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画（総務省行政情報化推進委員会 2011 年（平成 23 年）8 月 26 日改定）」に基づき、総務省 LAN の質的な向上や効率化を推進するために、①新しい環境や課題に対応すること、②安全性と信頼性を確保すること、③経費削減や省エネルギーを実現することを目標とする。

E 試験

各種試験の実施計画書及び各試験仕様書を作成し、試験を実施する。

F 移行

各種設計書及び実施計画書に基づき、現行総務省 LAN から次期総務省 LAN への移行を行う。

(イ) 運用業務に係る業務

A 運用

Service Level Agreement（以下「SLA」という。）を締結しサービスの運用を行う。

(A) 運用範囲

運用範囲は、「図 2-1 総務省 LAN 調達対象範囲」にある「総務省 LAN」の範囲と総務省 LAN より提供されるサービスとする。なお、LAN 端末、LAN 端末用ライセンス、総務省 LAN に接続するプリンタ（以下、LAN プリンタという。）、第三者委員会の回線等は、2 (1) ウ(ア)「更新整備に係る業務」及び2 (1) ウ(イ) B「教育」の範囲外であるが、同 A「運用」及び同 C「保守」に関する範囲に含むものとする。

(B) 対応業務内容

総務省 LAN が安定稼働するよう以下に示す対応業務を行う。

a 運用計画の策定

年次及び月次での運用計画を策定する。計画内容には以下の事項が含まれる。

k 可用性管理

運用管理システムや電源管理システムを活用し、総務省 LAN が提供するサービスに異常が検知された場合に適宜対応を行う。また、LAN 端末の故障時には、交換対応を実施して業務への影響が最小限となるよう努める。

l プロジェクトマネジメント

運用管理業務を日次、週次、月次、年次で PDCA サイクルにより管理する。運用管理業務については各々報告書に取りまとめて定期的に主管係へ報告を行う。

常に万全の体制で業務を遂行できるよう要員の体制管理、シフト管理等を行う。

運用管理業務の PDCA サイクルの中で、改善可能な事項は随時提案を行う。改善活動は内部プロセス、運用サービス内容等、運用品質の向上につながる内容とし、定期的の実施内容を報告する。

m セキュリティインシデント対応

通常時は総務省 LAN のセキュリティ状況を把握しつつ、セキュリティインシデント発生時には状況の把握や対応等を行う即応チームを設置すること。（常駐の必要はない）

緊急事態が発生した場合に備え、緊急連絡体制の確認、連絡経路の確保や備蓄品の準備を行う。

n SLM委員会

SLA の遵守状況を確認し、サービスレベルの維持・向上を図るため、SLM 委員会を設置する。

B 教育

ユーザ及び運用者に対し教育訓練及び手順書の作成を行う。教育内容や実施場所、実施日時等は主管係と調整を行う。

(A) 運用者及び主管係に対するシステム研修

総務省 LAN で提供するサービスの詳細設計書や仕様書等を基に、総務省 LAN の理解度を深める為に主管係及び運用者に対しシステム研修を実施する。

現行総務省 LAN の実績等については、別紙 1 「従来の実施状況に関する情報の開示」 5 に示すとおり。

(B) ユーザに対する総務省 LAN 利用手順書

総務省 LAN で提供するサービス・LAN プリンタ・LAN 端末・ソフトウェア等の利用方法及び操作方法を記載した手順書を作成し、総務省イントラネットに掲載。平成 23 年 9 月時点で約 190 個の手順書を公開。

C 保守

本調達で納入する全てのソフトウェア・ハードウェアについて、その機能の維持に係る保守を行う。

SLAに基づき、本省及びディザスタリカバリサイトに導入する機器は、(A)、(B)に示す 24 時間 365 日の保守対応を行う。その他の各拠点に導入する機器は、平日 9 時～17 時の保守対応を行う。

現地対応体制は、障害発生又は主管係の求めに応じて 1 時間以内を目標に対応を行う。

(A) ソフトウェア対応業務

運用開始から撤去までの期間、ソフトウェアの不具合、及びセキュリティ上の不具合に対応する修正プログラムの適用を行う。

ソフトウェアに障害があった場合、運用員による障害箇所の特定・原因調査・復旧作業の切り分けを実施し、復旧対応は必要な技術情報の提供等の支援を行う。

(B) ハードウェア対応業務

設置から撤去までの期間、機器及びそれを構成する部品の調達を行う。

潜在的な不具合がある場合は、機器に関する技術的な問題点の情報を速やかに主管係に報告し配布するとともに、機器への導入及び動作確認を行い、正常動作を保証する。

機器に障害のあった場合は、障害箇所の特定・原因調査・復旧作業の切り分け、主管係との協議、復旧対応（部品の交換、修理等）等を速やかに行う。

(2) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、総務省 LAN 利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から、2 (1) ウ (イ) に示した業務内容を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象業務の質は、次のとおりとする。

ア 業務の内容

「2 (1) ウ (イ) 運用業務に係る業務」に示す運用管理業務を適切に実施すること。

イ 総務省 LAN の稼働率

稼働率は 99.90%以上とする。ただし、拠点のプリントサービス・ファイル共有サービス及びコミュニケーションサービス、ディザスタリカバリ (DR) サービス、運用管理サービス、無線 LAN 接続サービスは稼働率を 99.00%以上とする。稼働率は以下の計算式で計算する。

$$\text{稼働率 (\%)} = \{ 1 - (1 \text{ か月の停止時間}) \div (1 \text{ か月の稼働予定時間}) \} \times 100$$

※ 1 か月の稼働予定時間 = (24 時間 × 1 か月の日数) - 計画停電等により停止する時間
(ただし、拠点の各種サービスにおいては、1 か月の稼働予定時間は (8 時間 × 1 か月のうち、開庁日の日数) - 計画停電等により停止する時間)

なお、本サービスの運用管理業務を実施しなければならない時間は、調達仕様書に記載のとおりとする。

ウ セキュリティ上の重大障害

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は 0 件であ

ること。

エ システム運用上の重大障害の件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

オ ユーザの利用満足度調査

次期総務省LANの運用開始後、年に1回の割合でユーザに対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施し、その結果の基準スコア（75点）を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

なお、基準スコアは、平成23年度にユーザを対象として実施した利用満足度調査の結果を参考とした。当該調査の内容は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」4のとおりである。

(3) 請負費用の支払方法

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

当省は、業務請負契約に基づき請負者が実施する本業務について、仕様書に定める内容について、契約の履行に関し、監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとし、平成24年度においては、契約金額のうち、設計・構築費に相当する額（ただし、契約金額の1/10を上限とする。）を、平成25年度以降においては、毎月、契約金額から設計・構築費を差し引いた額に運用期間の全月数で除した額を請負者に支払うこととする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、当省は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を当省に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当省は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、平成24年6月1日以降の本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う引継ぎや準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(4) 管理・運營業務の確実な実施を担保する観点から、ペナルティ的な減額措置を定める場合

一か月の稼働率が2(2)ア「総務省LANの稼働率」に示す基準を下回った場合、当省は月額役務費用に5%を乗じて得た額（1円未満切捨）を一か月ごとに請負者に支払う役務費用から減額して支払うものとする。ただし、請負者の責めに帰すべき理由により正常稼働率が基準を下回った場合に限る。なお、サービス提供時間及び正常稼働時間の実績値は、仕様書に基づき請負者が作成し当

省に提出した各種報告書の記載内容を踏まえて当省が判断するものとする。

3 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 24 年 6 月から平成 29 年 3 月までとする。なお、設計・構築期間は平成 24 年 6 月から平成 25 年 3 月まで、運用・保守期間は平成 25 年 4 月から平成 29 年 3 月までとする。

表 3-1 総務省 LAN の設計・構築・運用スケジュール

	平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
総務省 LAN の 構築・運用												
		予算要求		調達手続		次期総務省 LAN 構築			次期総務省 LAN 運用開始※			
	現行総務省 LAN 運用											

※運用・保守期間は平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月まで。

4 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格

- ア 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- イ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- ウ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- エ 平成 22・23・24 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A 及び B 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること。）。
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- カ 当省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 調査研究や各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- ク 調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行うCIO補佐官及びその支援スタッフ等の属する又は過去 2 年間に属していた事業者でないこと。または、CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。）でないこと。
- ケ 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。
- コ 本業務を統括管理する部門は、ISO9001 及びISO27001 を取得していること。
- サ 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- シ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく電気通信工事業及び電気工事業の許可を受けていること。

(2) 競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

【申請書の提出先】総務省大臣官房会計課契約第 2 係 電話 03-5253-5132

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続（スケジュール）

入札公示：官報公示	2012 年（平成 24 年）2 月上旬
入札説明会	2 月中旬
本省サーバ室閲覧会	2 月下旬
質問受付期限	3 月下旬
入札書（提案書）提出期限	3 月下旬
入札参加者によるプレゼンテーション	5 月頃
提案書の審査	5 月頃
開札及び落札者の決定	6 月頃
契約締結	6 月頃

なお、従来の当該業務の調達仕様書、提出書類、各サービスの設計書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別紙 4「機密保持に関する誓約書」へ署名し、遵守することで閲覧可能である。

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 提案書

別添2「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負総合評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

イ 下見積書

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ下見積書
ただし、契約後に発生する経費のみとする。

ウ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の105分の100に相当する金額）を記載した書類

エ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

オ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成22・23・24年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A及びB等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること。）を証明する審査結果通知書の写し

ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は不要。

カ 理由書

電子入札システムにより入札を行うことが出来ない旨の理由を示した書類
ただし、電子入札システムによる入札を行わない場合には不要。

キ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

ク 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ケ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

コ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

6 総務省LANの構築等請負業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の総務省LANの構築等請負業務を実施する者の決定に関する事項

以下に請負者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添2「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負総合評価基準書（案）」を基本とする。

(1) 評価方法

総合評価落札方式（加点方式）とする。総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（提案書による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点（1,000点満点）} + \text{技術点（1,000点満点）}$$

(2) 決定方法

機能証明書を確認し、仕様書の全ての機能を満たしているものを「合格」とし、1つでも満たしていない場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 1,000 \text{ 点}$$

イ 技術点

技術点の評価方法は以下のとおりとする。

- (ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として10点与える。
- (イ) 別添2「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負総合評価基準書（案）別紙 総合評価基準及び対応表」に示す各評価項目に対応した提案内容の評価を行い、「加点」を与える。
- (ウ) 配点は別添2「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負総合評価基準書（案）別紙 総合評価基準及び対応表」で示す各評価項目に示すとおりとする。
- (エ) 評価は以下の方針に基づき判断する。
 - A 「総務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画（総務省行政情報化推進委員会 2011 年（平成 23 年）8 月 26 日改定）」に基づいた提案となっているか。
 - B 実現性が十分に担保されていると判断できるか。
 - C 提案者の実績や知見に基づく創意工夫が盛り込まれているか。
- (オ) 評価は以下の基準で行う。

表 6-1 評価基準

評価	基準	配点比率
A	評価3方針にのっとっており、総務省にとって非常に有益であることが具体的かつ明確に検討・提案されている。	100%
B	評価3方針に原則としてのっとっており、総務省にとって有益であることが具体的かつ明確に検討・提案されている。	40%
C	評価3方針にのっとっていない、提案が不十分、あるいは総務省にとって特に有益な提案であるとは認められない。	0%

(カ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

技術点＝基礎点（10 点）＋加点（990 点）

(4) 落札者の決定

ア 落札者の決定方法

- (ア) 入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「6 (1) 評価方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第 85 条の基準（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当省の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
- (イ) 調査の結果、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

(会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書き抜粋)

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

- (ウ) 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (エ) 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記(イ)により落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札

者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点)の提供を要請することができる。

イ 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

(ア) 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

(イ) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合で、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

ウ 落札者が決定しなかった場合の措置

(ア) 初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等管理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7 総務省LANの構築等請負業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

ア 従来の実施に要した経費

イ 従来の実施に要した人員

ウ 従来の実施に要した施設及び設備

エ 従来の実施における目標の達成の程度

オ 従来の実施方法等

(2) 本省サーバ室閲覧会

前項 オ 「従来の実施方法等」に記載されている現行総務省 LAN の運用・保守に関する詳細な情報は、5 (1) アに示すスケジュール中、「本省サーバ室閲覧会」において情報開示を行う。「本省サーバ室閲覧会」は必要な手続を踏まえた上で参加可能とする。

8 総務省LANの構築等請負業務請負者に使用させることができる国有財産に関する事項

請負者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

(1) 国有財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用するすることができる。

ア 業務に必要な電気設備

イ その他、当省と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

ア 請負者は、総務省LAN構築等請負業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 請負者は、あらかじめ当省と協議した上で、当省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

(3) 撤去等

次期総務省LANから次々期総務省LANへ全データを移行後、主管係の承認をもって次期総務省LANの機器の撤去等をおこなうこと。なお、次々期総務省LANとの並行稼働等の作業に協力すること。また、数回程度の引継ぎ打合せを行うこととする。

9 公共サービス実施請負者が、対象公共サービスを実施するに当たり、総務省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 請負者が当省に報告すべき事項、当省の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当省に提出しなければならない。

(イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当省に報告するものとし、当省と請負者が協議するものとする。

(ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当省から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 当省は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当省は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当省の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当省が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、当省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、当省の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、仕様書別紙 6 「機密保持

に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当省は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当省の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 瑕疵担保責任

(ア) 当省は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、請負者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当省は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

(ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当省の承認を受けなければならない。

(エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

オ 契約内容の変更

当省及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

カ 契約の解除

当省は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当省に対して、請負費の総価の

100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

キ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当省が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

ク 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当省に損害を与えたときは、当省に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ケ 不可抗力免責、危険負担

当省及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当省が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

ス 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者からの引継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑にできるよう現行請負者から本業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。

また、当省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な協力を行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

本業務の期間満了の際、業者変更が生じた場合は、請負者は、次回の請負者に対し、当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当省と請負者との間で協議して解決する。

10 公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

(1) 当省が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 請負者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11 総務省LANの構築等に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当省は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成28年5月を予定）を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成25年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 利用満足度調査の結果

各年度において、ユーザに対する年1回のアンケート（利用満足度調査）の実施結果により調査

イ 業務の内容

業務報告書及び各種提出書類により調査

ウ 総務省LANの稼働率

業務報告書等により調査

エ セキュリティ上の重大障害の件数

業務報告書等により調査

オ システム運用上の重大障害の件数

業務報告書等により調査

(3) 意見聴取等

当省は、必要に応じ、民間事業者から意見の聴取を行うことができるものとする。

また、当省は、平成28年5月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出するに当たり、CIO 補佐官及び外部有識者の意見を聴くものとする。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

当省は、請負者の総務省 LAN 構築等請負業務の実施状況について、毎年度、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

(2) 総務省の監督体制

本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

監督職員：総務省大臣官房企画課情報システム室第三係係長

検査職員：総務省大臣官房企画課情報システム室課長補佐

(3) 請負者の責務

ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

ウ 請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当省に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当省に無償で譲渡するものとする。

イ 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当省が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 2「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負調達仕様書」に示すとおりである。

総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務民間競争入札実施要領(案)

資料目次

別紙 1	従来の実施状況に関する情報の開示
別紙 2	運用業務フロー
別紙 3	総務省 LAN の利用に関する満足度アンケート調査
別紙 4	機密保持に関する誓約書
別添 1	総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負調達仕様書（案）
別添 2	総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負総合評価基準書（案） 別紙 総合評価基準および対応表

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総務省情報ネットワークの構築等の請負業務					
	人件費	常勤職員	-	-	-
		非常勤職員	-	-	-
	物件費		0	0	0
	請負費	役務（運用員）	-	259, 413	311, 296
		機器・回線リース料	-	777, 462	932. 954
		設計・構築費	85, 050	380, 625	-
		その他	-	-	-
	計(a)		85, 050	1, 417, 500	1, 244, 250
参 考 値 (b)	減価償却費		-	-	-
	退職給付費用		-	-	-
	間接部門費		-	-	-
(a) + (b)		85, 050	1, 417, 500	1, 244, 250	
(注記事項)					
平成 21 年度：運用期間 10 月 平成 22 年度：運用期間 12 月 設計・構築期間：平成 20 年 8 月～平成 21 年 5 月 なお、現行システムの構築に係る当時の作業スケジュール、提示書類は民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別紙 4「機密保持に関する誓約書」へ署名し、遵守することで閲覧可能である。					
※ 請負業務のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
(運用業務従事者)			
運用責任者	0	2	2
ヘルプデスク	0	7	7
運用員	0	8	8

(業務従事者に求められる知識・経験等)

運用責任者 (責任者 1 名、副責任者 1 名)

- ・ 10 年以上の実務経験を有する者
- ・ 10 名以上の規模の運用業務に関して、通算で 2 年以上統括者として経験を有する者
- ・ 次の資格又は同等の資格を有する者
上級システムアドミニストレータ、又はテクニカルエンジニア(システム管理)・テクニカルエンジニア(ネットワーク)・情報セキュリティアドミニストレータ

ヘルプデスク (7 名 (リーダー 1 名、メンバ 6 名))

- ・ 5 年以上の実務経験を有する者 (半数以上)
- ・ 端末台数が 1000 台以上の規模の LAN システムに関して、通算で 2 年以上の運用業務経験を有する者 (半数以上)

運用員 (8 名 (リーダー 1 名、メンバ 7 名))

- ・ 5 年以上の実務経験を有する者 (半数以上)
- ・ 端末台数が 1000 台以上の規模の LAN システムに関して、通算で 2 年以上の運用業務経験を有する者 (半数以上)

(業務の繁閑の状況とその対応)

平成 21・22 年度の運用業務の主な対応状況は以下のとおり。

実施要項 2 (1) ウ (イ) 「運用業務に係る業務」に示す運用業務に相当する現行業務の名称を括弧内に記載。

b システム運用業務 (脆弱性対応)

d LAN 端末管理 (脆弱性対応)

平成 21 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
サーバ	-	-	45	29	15	37	31	8	34	15	36	11	261
ネットワーク機器	-	-	1	2	1	1	0	0	0	0	0	2	7
LAN 端末	-	-	10	7	17	11	16	10	16	11	20	12	130

平成 22 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
サーバ	28	39	60	43	37	45	44	26	42	17	47	24	452
ネットワーク機器	3	6	5	0	0	0	5	3	0	0	1	2	25
LAN 端末	18	5	22	12	22	20	25	11	16	11	22	20	204

(次頁に続く)

k 可用性管理 (障害対応)
d LAN 端末管理 (障害対応)

平成 21 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
サーバ対応件数	-	-	9	1	2	3	2	2	4	1	2	1	27
LAN 端末対応件数	-	-	1	1	2	4	5	4	3	2	5	1	28

平成 22 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
サーバ対応件数	3	6	5	1	6	1	1	6	8	3	4	5	49
LAN 端末対応件数	2	3	5	5	5	5	5	6	5	4	3	3	51

c ヘルプデスク業務 (問い合わせ対応)

平成 21 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
受付件数	-	-	663	806	593	412	549	537	630	735	569	801	6,295

平成 22 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
受付件数	1,039	607	649	679	675	544	503	396	374	452	805	567	7,290

c ヘルプデスク業務 (Web フィルタリング解除対応)

平成 21 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
対応件数	-	-	31	20	22	32	20	24	13	14	27	36	239

平成 22 年度

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計 (件)
対応件数	37	39	40	43	34	28	30	38	32	37	48	50	456

(注記事項)

平成 21 年度運用期間：平成 21 年 6 月～平成 22 年 3 月

平成 22 年度運用期間：平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月

3 従来の実施に要した施設及び設備

(本省)

【施設】

施設名称：中央合同庁舎第2号館

使用場所：地下1階サーバ室

【設備及び主な物品】

総務省貸与：

サーバラック 23 台

内線電話 44 台（固定電話 8 台、PHS36 台）、机 8 台、袖机 6 台、椅子 20 脚、ロッカー6 台、鍵収納庫 1 台、キャビネット 14 台、パソコンラック 7 台、光ディスク破壊装置 1 台、台車 2 台、LAN 端末予備機 150 台

請負者所有：

プリンタ 2 台、FAX・コピー統合機 1 台、シュレツダ 1 台、机 6 台、袖机 8 台、椅子 17 脚、パソコン 45 台（LAN 端末、管理端末、監視端末含む。）、ホワイトボード 2 台

(外部拠点)

【施設】

施設名称：「拠点情報一覧」を参照のこと

使用場所：「拠点情報一覧」を参照のこと

【設備及び主な物品】

種類：サーバラック

使用数量：71 台

(注記事項)

- ・本請負業務を実施する上で必要となる電源は、総務省が指定した分電盤に工事を施すことにより使用可能とする。
- ・本請負業務を実施する上で必要となる局舎建物の一部については、主管係が無償で使用させるものとし、光熱費、電話回線使用料も総務省が負担するものとする。なお、請負者はこれらを本件業務以外の目的に使用してはならない。
- ・本請負業務を実施する上で必要となる機器等で、現に総務省が保有するもの以外（運用業務上使用する事務機器及び消耗品等）は請負者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含めるものとする。
- ・隣接するサーバ室に打合せスペースがある。
- ・拠点情報一覧

統計局	162-8668	東京都新宿区若松町 19-1 総務省第2庁舎
人事・恩給局	162-8668	東京都新宿区若松町 19-1 総務省第2庁舎
公害等調整委員会	100-0013	東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館 10 階
自治大学校	190-8581	東京都立川市緑町 3591 番地
情報通信政策研究所	185-8795	東京都国分寺市泉町 2-11-16
アジア太平洋統計研修所	261-0014	千葉県美浜区若葉 3-2-2 日本貿易振興機構アジア経済研究所ビル 4 階
消防大学校及び消防研究センター	182-8508	東京都調布市深大寺東町 4-35-3
国会連絡室	100-0014	千代田区永田町 1-7-1
北海道総合通信局	060-8795	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	980-8795	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎内
関東総合通信局	100-8795	千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎（22 階、23 階）

三浦電波監視センター	238-0115	神奈川県三浦市初声町高円坊 1691
信越総合通信局	380-8795	長野市旭町 1108
北陸総合通信局	920-8795	金沢市広坂 2-2-60
東海総合通信局	461-8795	名古屋市東区白壁 1-15-1 合同庁舎第 3 号館
近畿総合通信局	540-8795	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 4 階
中国総合通信局	730-8795	広島市中区東白島町 19-36
四国総合通信局	790-8795	松山市宮田町 8-5
九州総合通信局	860-8795	熊本市春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	900-8795	那覇市東町 26-29-4F
北海道管区行政評価局	060-8795	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎 7 階
函館行政評価分室	040-0032	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎 6 階
旭川行政評価分室	070-0843	旭川市大町 3 条 4 丁目
釧路行政評価分室	085-0022	釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎 3 階
東北管区行政評価局	980-8795	仙台市青葉区本町 3-2-23
青森行政評価事務所	030-0801	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 4 階
岩手行政評価事務所	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目 9 番 15 号 盛岡第 2 地方合同庁舎 (4 階)
秋田行政評価事務所	010-0951	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎
山形行政評価事務所	990-0041	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎 3 階
福島行政評価事務所	960-8021	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 3 階
関東管区行政評価局	330-9717	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 19 階
茨城行政評価事務所	310-0061	水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎 2 階
栃木行政評価事務所	320-0043	宇都宮市桜 5-1-13 宇都宮地方合同庁舎 (3 階)
群馬行政評価事務所	371-0026	前橋市大手町 2-10-5 前橋合同庁舎 5 階
千葉行政評価事務所	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎 7 階
東京行政評価事務所	169-0073	新宿区百人町 3-28-8 新宿地方合同庁舎 2 階
神奈川行政評価事務所	231-0023	横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎 3 階
新潟行政評価事務所	951-8104	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟合同庁舎 3 階
山梨行政評価事務所	400-0031	山梨県甲府市丸の内 1 丁目 甲府地方合同庁舎 (仮称)
長野行政評価事務所	380-8795	長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 4 階
中部管区行政評価局	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎 2 号館 4 階
富山行政評価事務所	930-0856	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎 5 階
石川行政評価事務所	920-8795	金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 4 階
岐阜行政評価事務所	500-8114	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 2 階
静岡行政評価事務所	420-0853	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 5 階
三重行政評価事務所	514-0033	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 3 階
近畿管区行政評価局	540-8533	大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館 7 階
福井行政評価事務所	910-0859	福井市日之出 3-14-15 福井地方合同庁舎 2 階

滋賀行政評価事務所	520-0044	滋賀県大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
京都行政評価事務所	604-0043	京都市中京区御池通西洞院西入石橋町 438-1 京都地方合同庁舎 4 階
兵庫行政評価事務所	650-0024	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 2 階
奈良行政評価事務所	630-8213	奈良市登大路町 81 奈良合同庁舎 4 階
和歌山行政評価事務所	640-8155	和歌山市九番丁 11
中国四国管区行政評価局	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 13 階
鳥取行政評価事務所	680-0845	鳥取市富安 2-89-4 鳥取第 1 地方合同庁舎 3 階
島根行政評価事務所	690-0841	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎
岡山行政評価事務所	700-0984	岡山市北区桑田町 1-36 岡山地方合同庁舎 3 階
山口行政評価事務所	753-0088	山口市河原町 6-16 山口地方合同庁舎 1 号館 2 階
四国行政評価支局	760-0068	高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎 4 階
徳島行政評価事務所	770-0851	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 5 階
愛媛行政評価事務所	790-0808	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 4 階
高知行政評価事務所	780-0870	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎
九州管区行政評価局	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎（本館）8 階
佐賀行政評価事務所	840-0041	佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎 3 階
長崎行政評価事務所	852-8106	長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎 5 階
熊本行政評価事務所	860-0008	熊本市二の丸 1-2 熊本合同庁舎 1 号館 5 階
大分行政評価事務所	870-0016	大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 4 階
宮崎行政評価事務所	880-0805	宮崎市橘通東 3-1-22 宮崎合同庁舎 4 階
鹿児島行政評価事務所	892-0816	鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 3 階
沖縄行政評価事務所	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階

4 従来の実施における目標の達成の程度

SLA 達成率	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
総務省 LAN の稼働率	99.00%	100.00%	99.00%	100.00%	99.00%	100.00%
セキュリティの重大障害 の件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
システム運用上の重大障害 の件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
アンケート調査	-	-	-	-	-	-

(注記事項)

アンケート調査は現行サービスで行っていない。

総務省 LAN の利用満足度調査（別紙 3 「総務省 LAN の利用に関する満足度アンケート調査」）のとおり（平成 20 年度～平成 22 年度は未実施。平成 23 年 10 月 28 から 11 月 2 日までにユーザ（135 名）を対象として、アンケート形式で調査を実施。当該調査は、ユーザに対し 4 つの質問を、それぞれ「満足」（配点 25 点）、「ほぼ満足」（同 20 点）、「普通」（同 15 点）、「やや不満」（同 10 点）、「不満」（同 0 点）で回答（名：回収率 74.8%）してもらった結果、各利用者の 4 つの回答の集計スコア（100 点満点）の平均は 80.35 点だった。）

5 従来の実施方法等

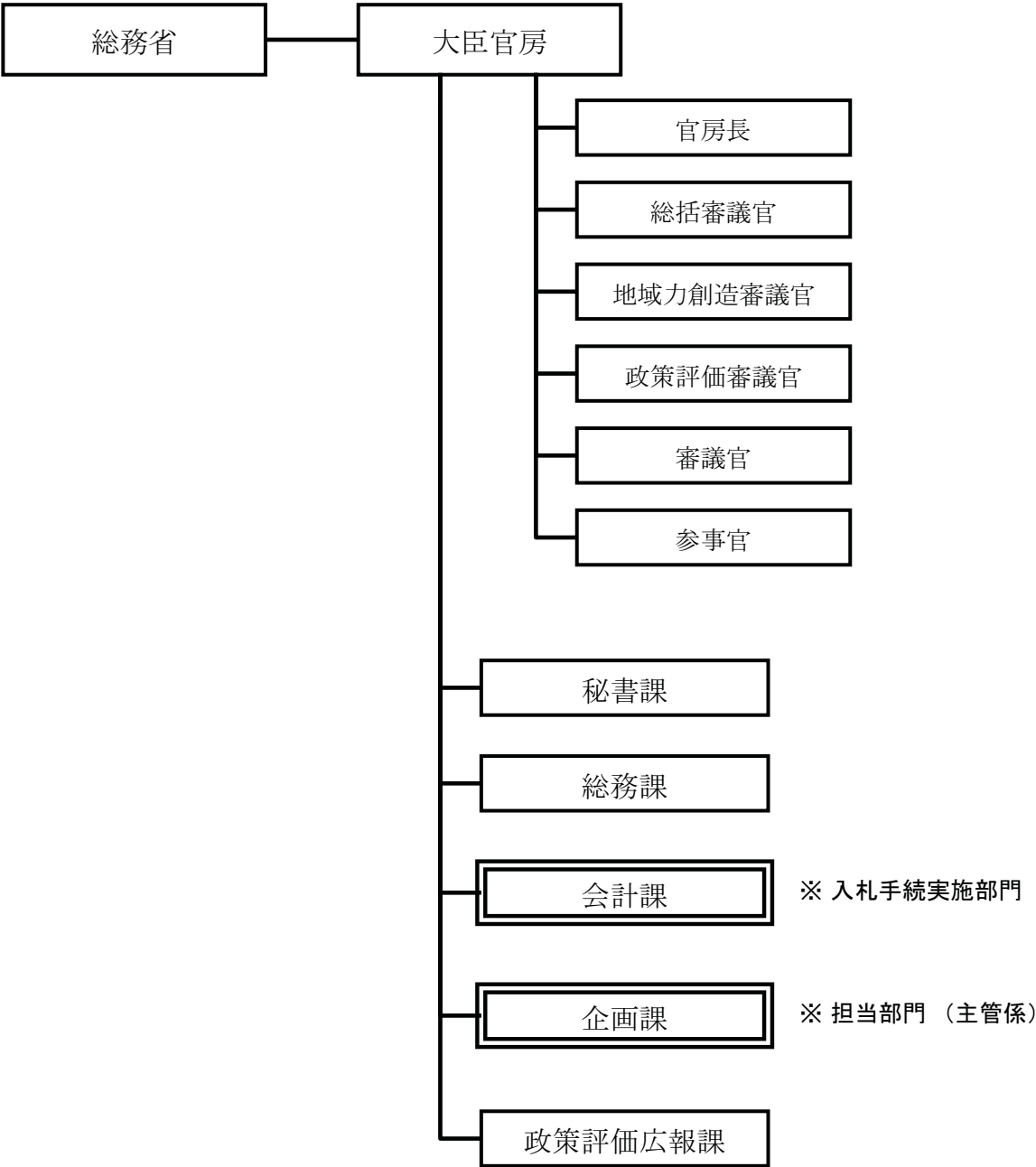
従来の実施方法（業務フロー図等）

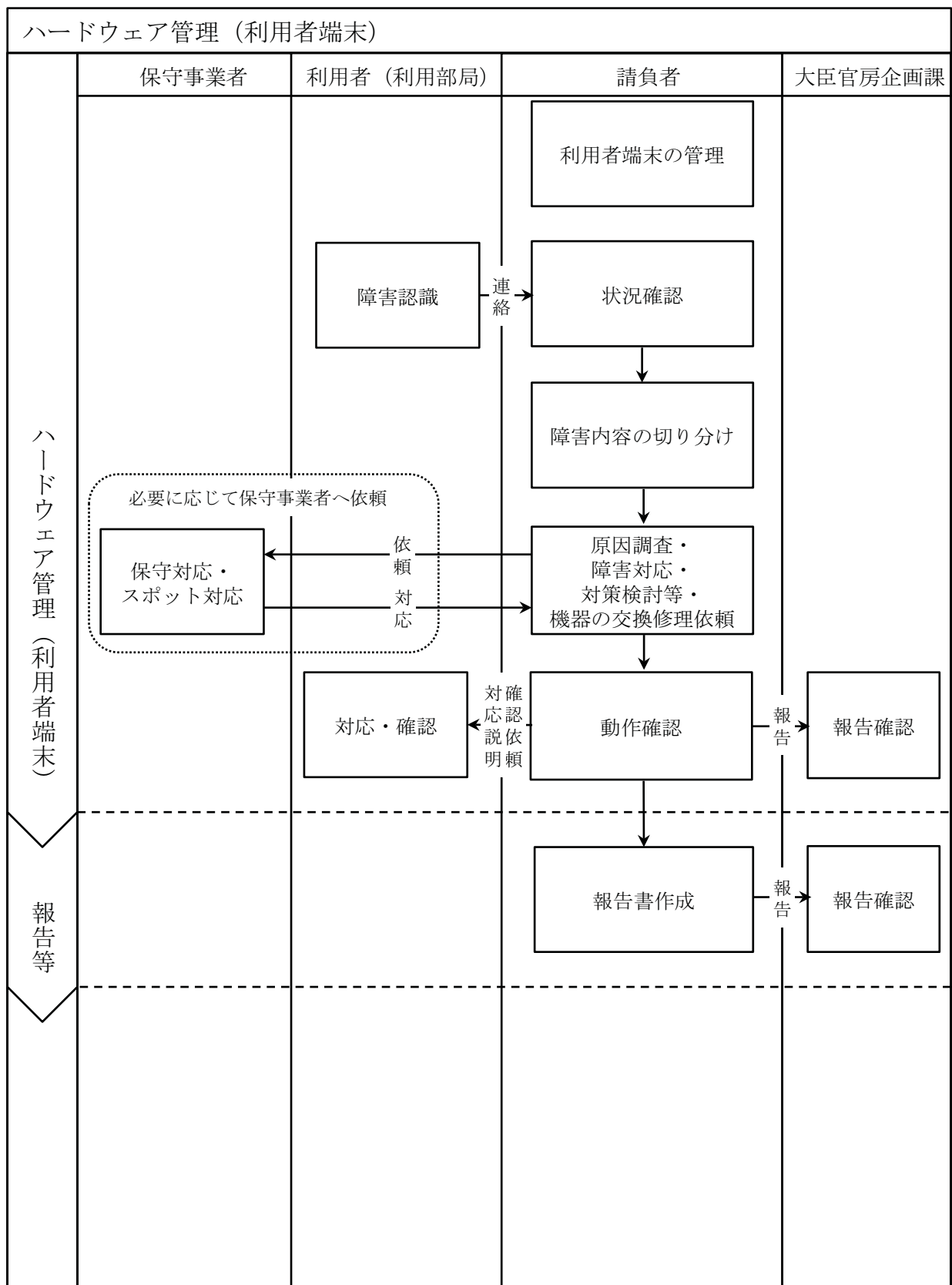
別紙 2 のとおり

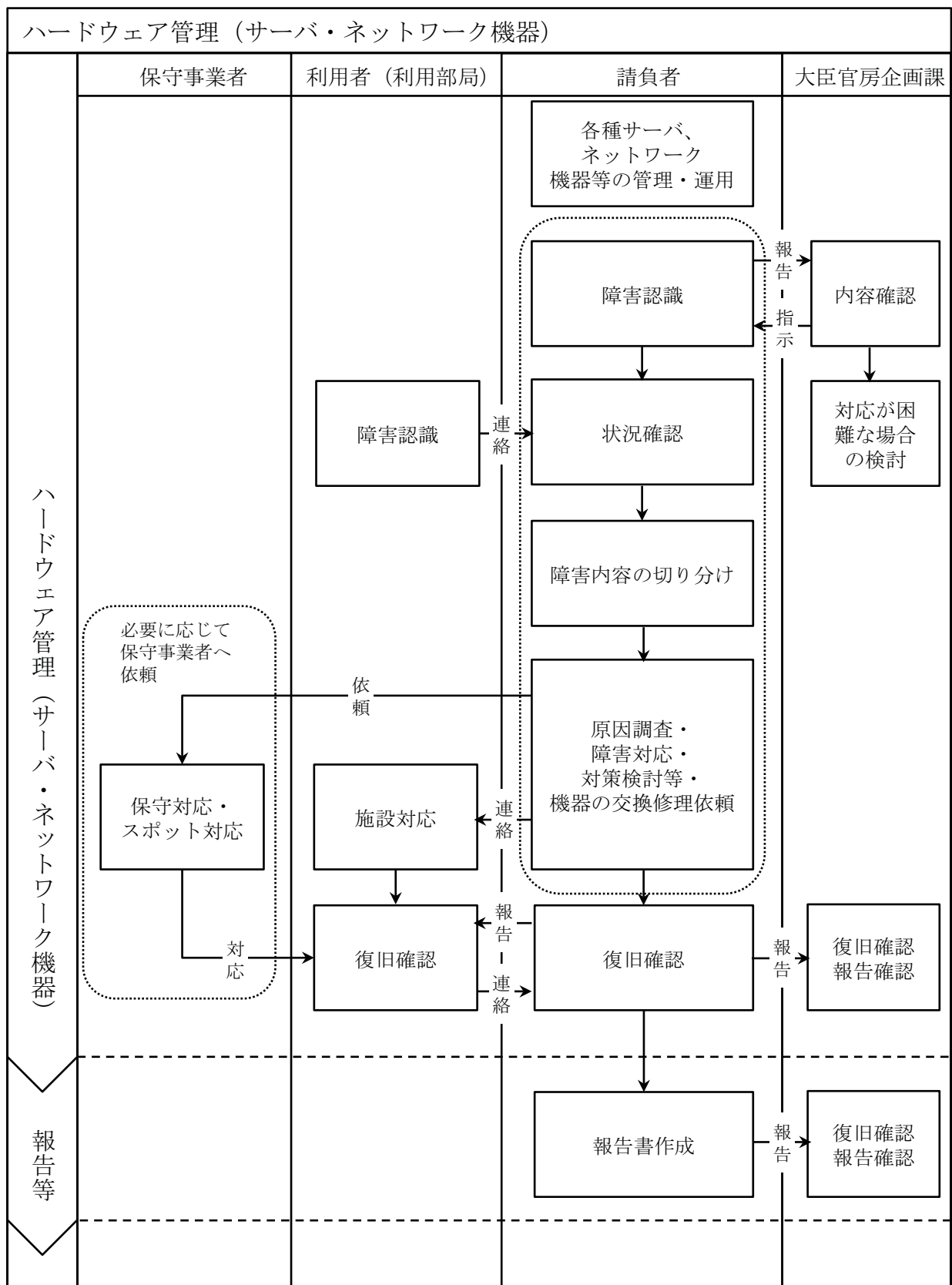
(注記事項)

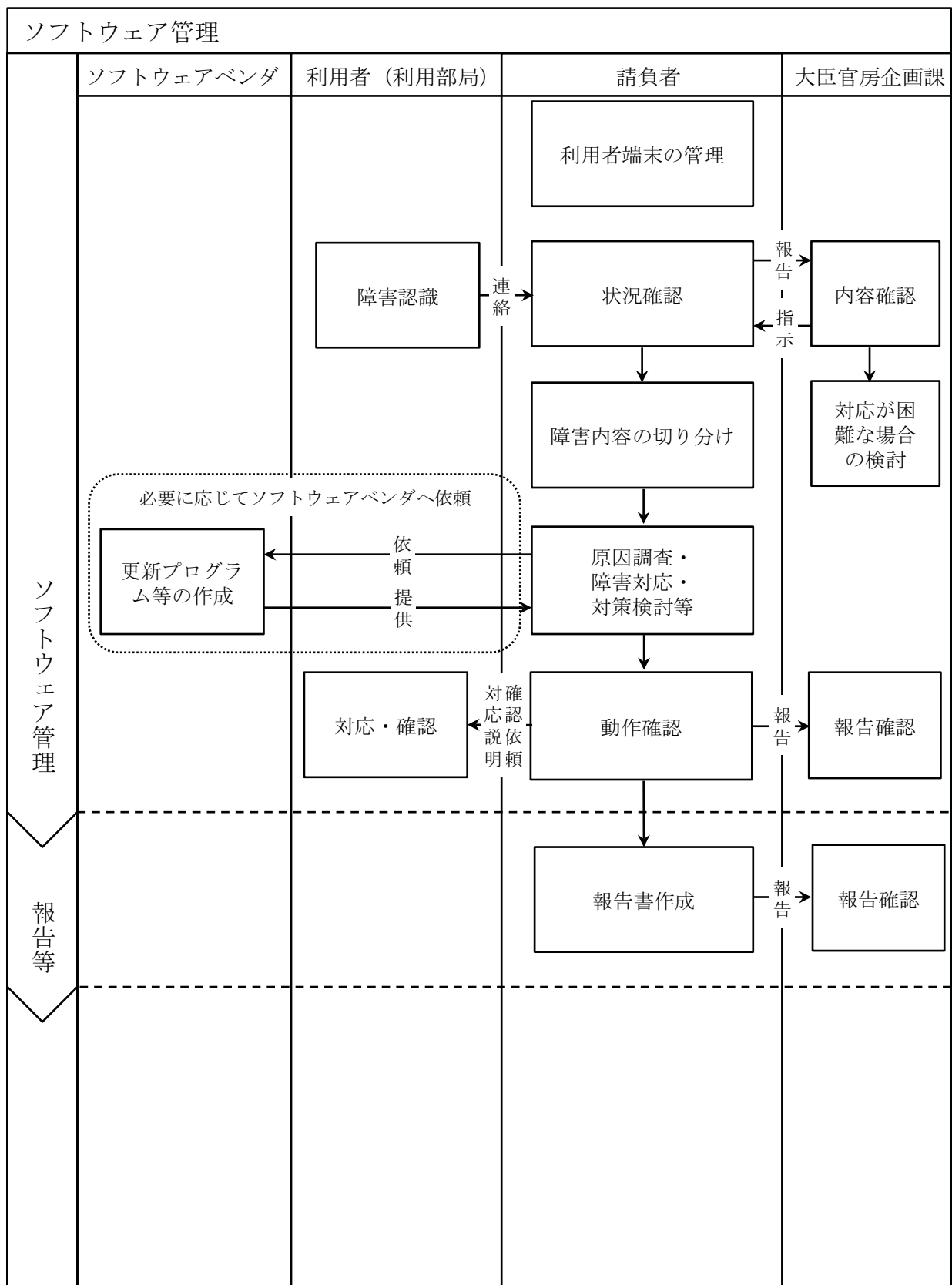
- 1 現行総務省 LAN の運用・保守に関する詳細な情報は別途「資料・本省サーバ室閲覧会」を開き情報開示を行う。
なお、閲覧可能な資料は調達仕様書、各種設計ドキュメント及び各種運用報告書とする。
- 2 1 に示す資料のほか、現行の手順書及び 3 に示す研修資料については、請負者に対し提供を行う。
- 3 現行総務省 LAN においてサービスを提供する各種システムについて、「メールの送受信及び Web アクセスの概要」等、平成 22 年 9 月から毎月 2 回の割合で 26 回の研修を実施

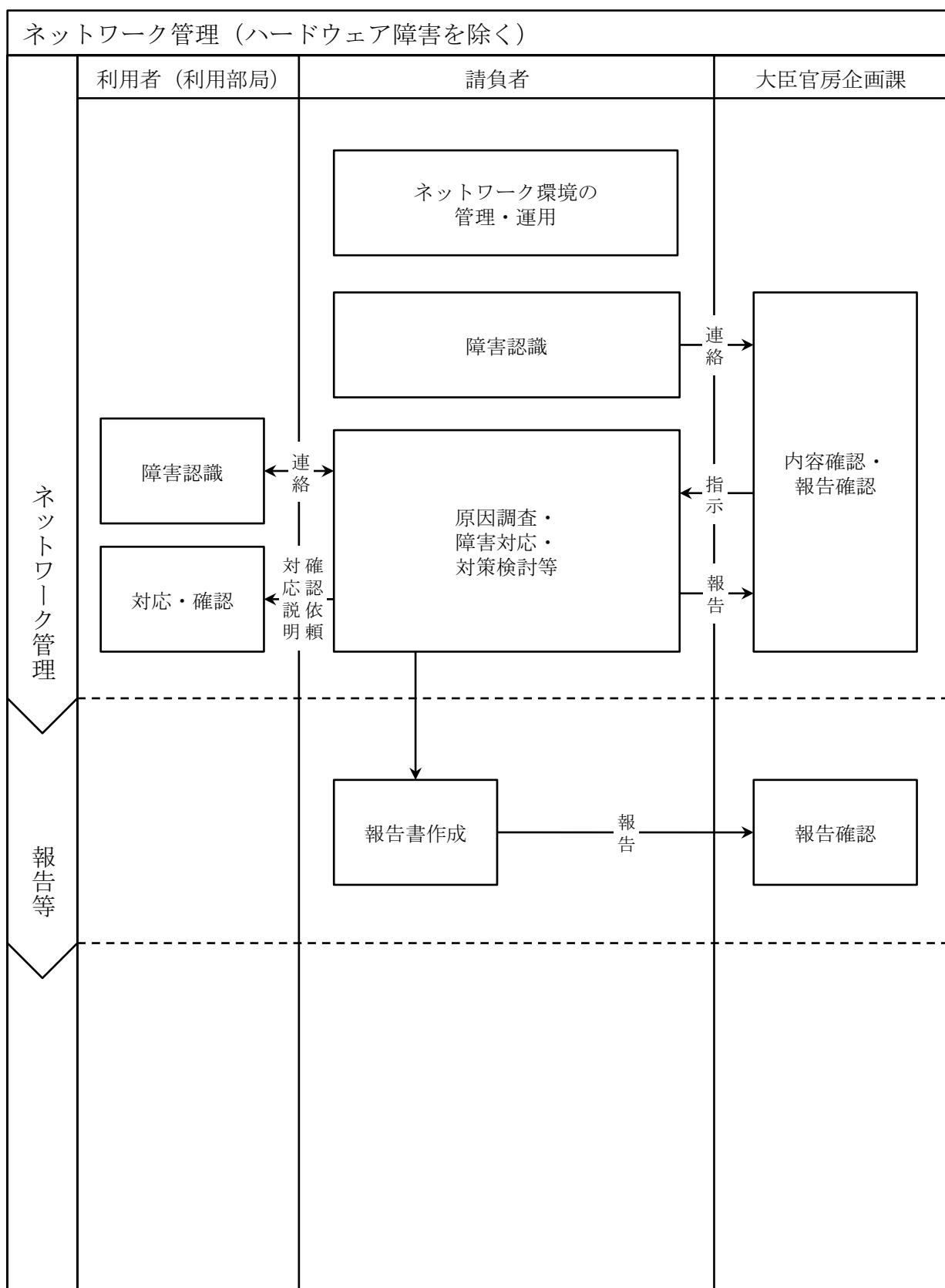
【総務省大臣官房の組織図】

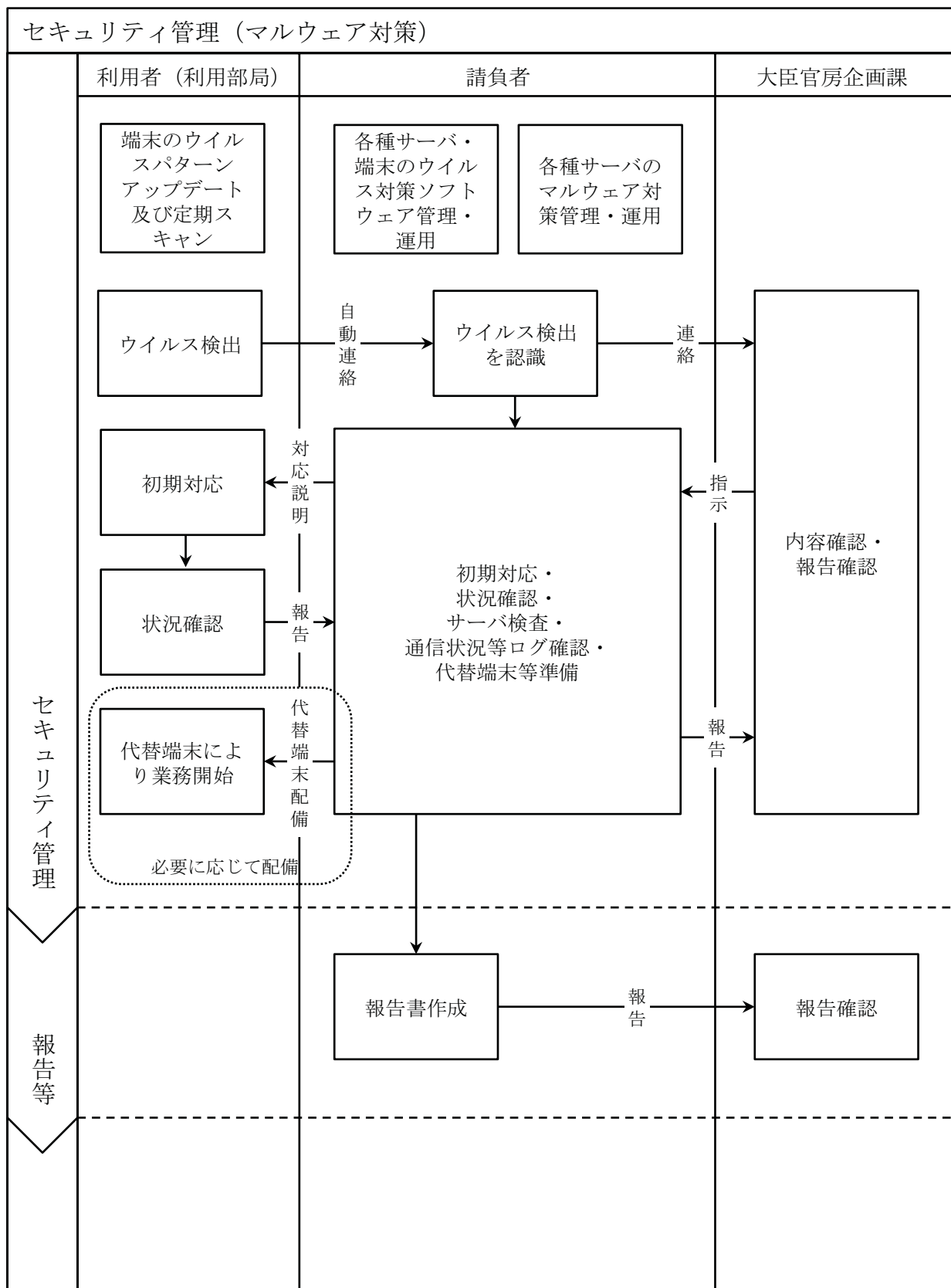


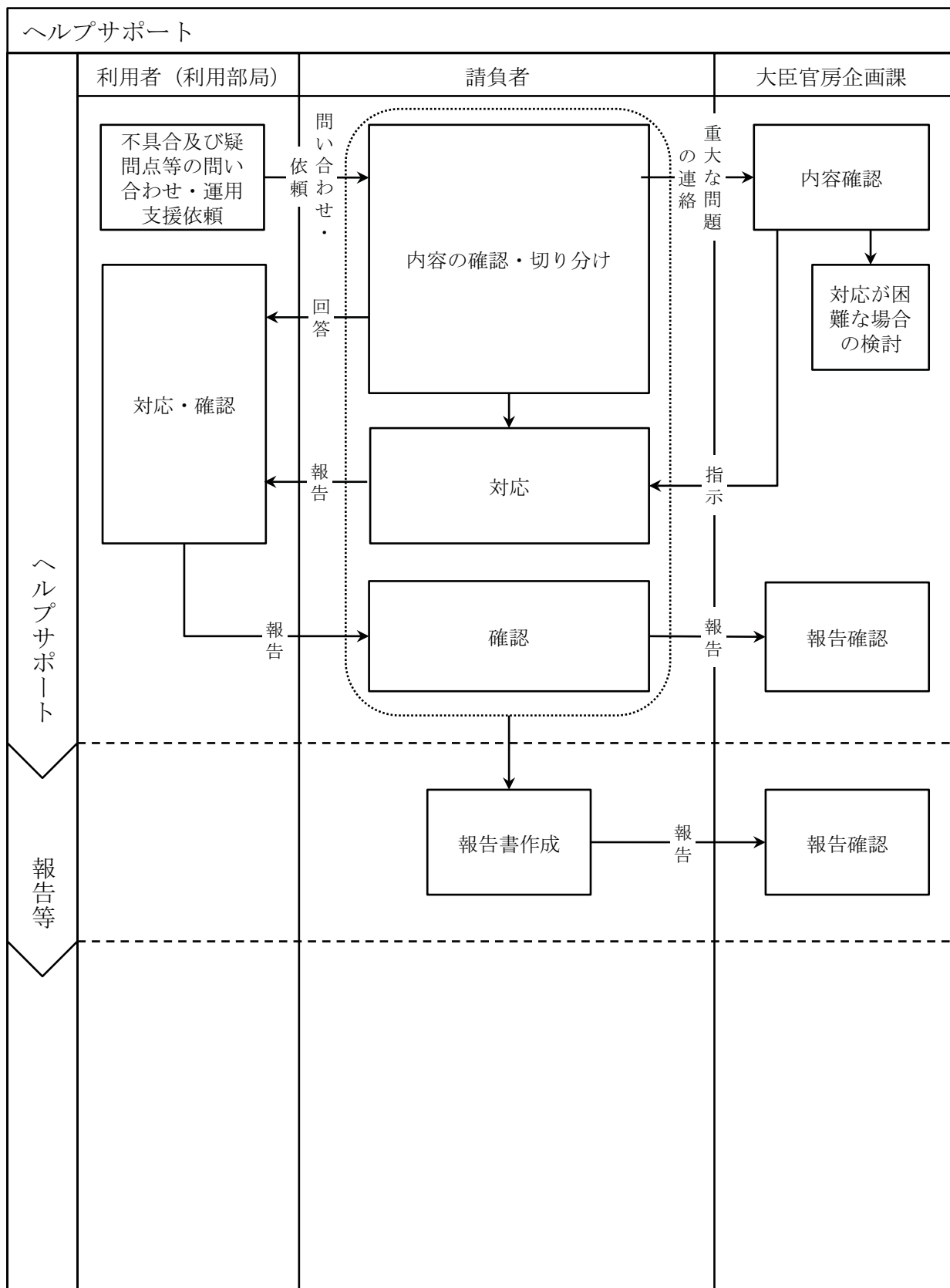


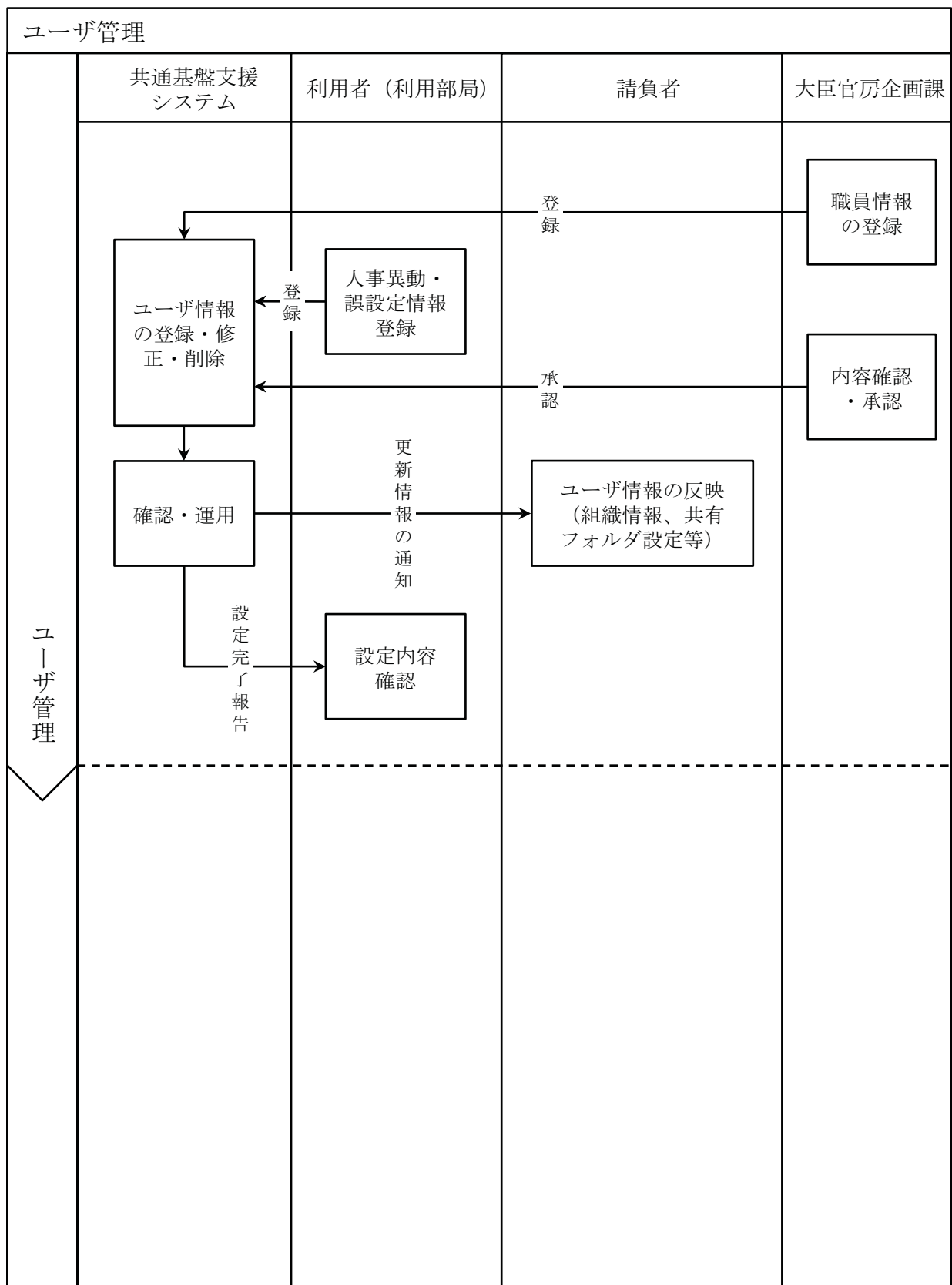


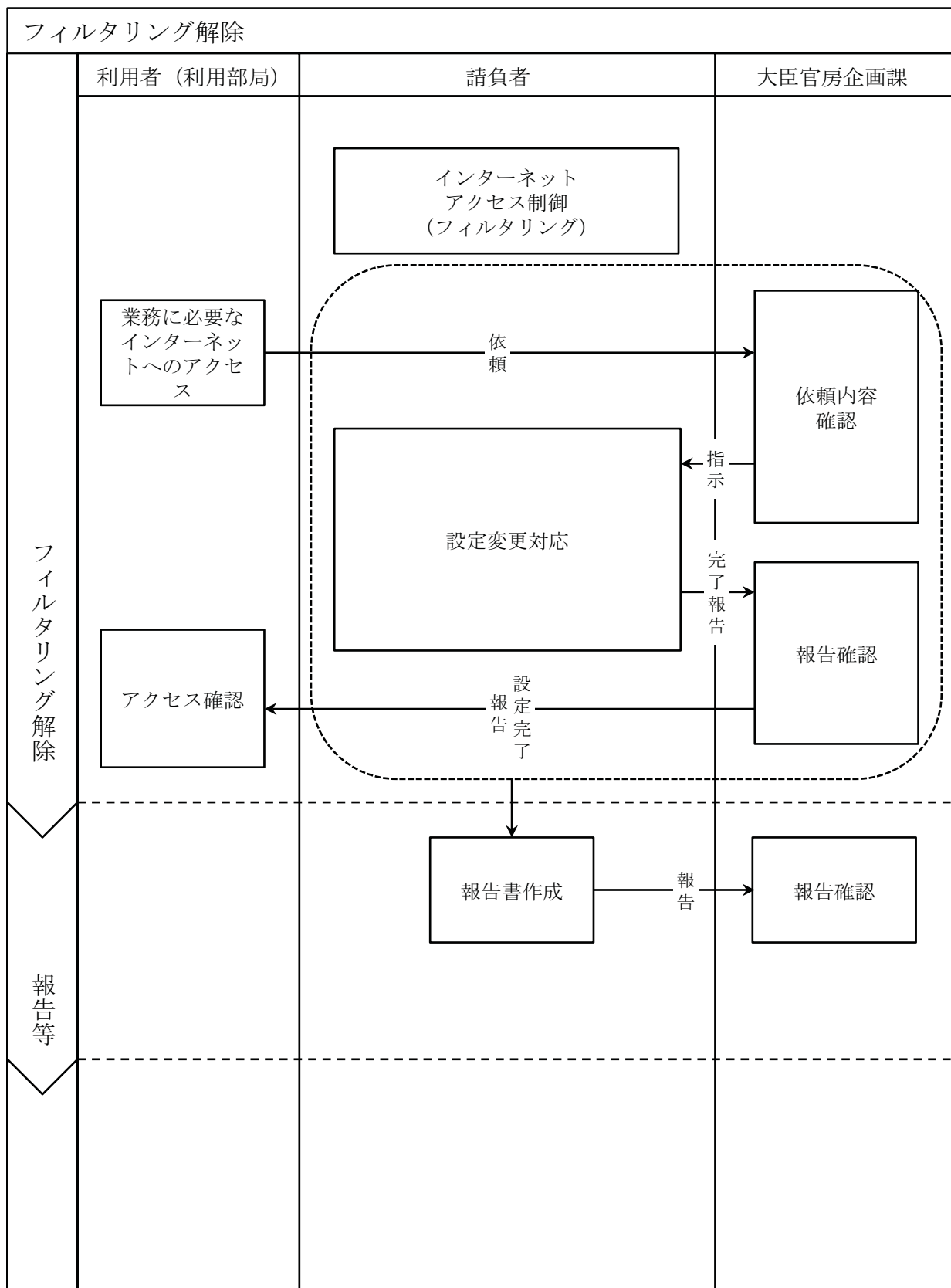


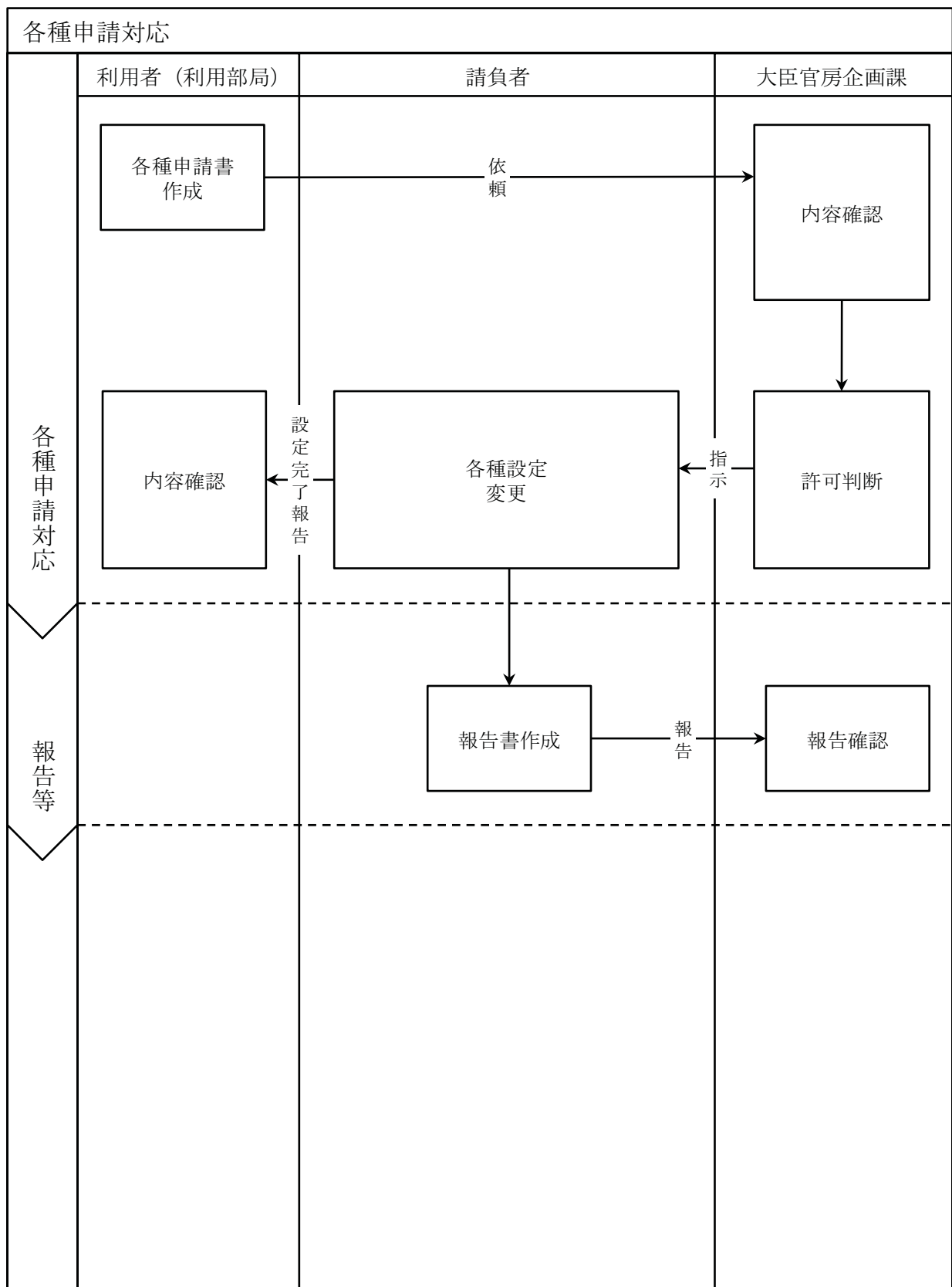












総務省 LAN の利用に関する満足度アンケート調査

このアンケートは、総務省 LAN のヘルプデスクサポートについて、確保されるべきサービスの質を検討するため、職員利用者を対象に利用満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

- 1 お問合せから回答までに要した時間について満足されましたか。

☐満足 ☐ やや満足 ☐普通 ☐やや不満 ☐不満

- 2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。

☐満足 ☐ やや満足 ☐普通 ☐やや不満 ☐不満

- 3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。

☐満足 ☐ やや満足 ☐普通 ☐やや不満 ☐不満

- 4 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。

☐満足 ☐ やや満足 ☐普通 ☐やや不満 ☐不満

＜ ご意見等 ＞

ご協力ありがとうございました。

総務省大臣官房企画課長 殿

機 密 保 持 に 関 す る 誓 約 書

「総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務民間競争入札実施要項要項(案)」 5
(1)による従来の当該業務に係る各種書類を閲覧するにあたり、下記の事項を厳守すること
を、ここにお誓い致します。

記

- 1 総務省の情報セキュリティに関する規定等を遵守し、総務省が開示した情報（公知
の情報等を除く）を本件調達目的以外に使用、又は第三者に開示、若しくは漏洩し
ないものとし、そのために必要な措置を講ずることを約束致します。
- 2 1に違反して、情報の開示、漏えい若しくは使用した場合、法的な責任を負うもの
であることを確認し、これにより総務省が被った一切の損害を賠償することを約束致
します。

平成 年 月 日
住 所
会 社 名
代表者名

印

総務省ネットワーク基盤（LAN）の
構築等の請負
総合評価基準書（案）

- 目 次 -

1 はじめに	3
2 評価基準	4
(1) 評価点	4
(2) 決定方法	4
(3) 総合評価点	4
3 提出書類及び様式	6
4 プレゼンテーション	8
5 提案書の提出	9
(1) 提出期限	9
(2) 提出場所	9
(3) 提出部数	9
(4) 提出方法	9
(5) 照会先	9
(6) その他	9

1 はじめに

本書は「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負」に関する評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。

2 評価基準

(1) 評価点

総合評価は、価格点と技術点を合算した数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点（1,000点満点）} + \text{技術点（1,000点満点）}$$

(2) 決定方法

ア 機能証明書にて、仕様書の全ての機能を満たしているものを「合格」とし、1つでも満たしていない場合は「不合格」とする。

イ 合否の判定により「合格」となった提案書に対して、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ウ 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係しない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 総合評価点

ア 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 1,000 \text{ 点}$$

イ 技術点

技術点の評価方法は以下のとおりとする。

(ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として10点を与える。

(イ) 「別紙 総合評価基準及び対応表」に示す各評価項目に対応した提案内容について評価を行い、「加点」を与える。

(ウ) 配点は「別紙 総合評価基準及び対応表」で示す各評価項目に示すとおりとする。

(エ) 評価は以下の方針に基づき判断する。

- | |
|--|
| ① 総務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画（総務省行政情報化推進委員会 2011 年（平成 23 年）8 月 26 日改定）に基づいた提案となっているか。 |
| ② 実現性が十分に担保されていると判断できるか。 |
| ③ 提案者の実績や知見に基づく創意工夫が盛り込まれているか。 |

(オ) 評価は以下の基準で行う。

評価	基準	配点比率
A	評価 3 方針にのっとっており、総務省にとって非常に有益であることが具体的かつ明確に検討・提案されている。	100%
B	評価 3 方針に原則としてのっとっており、総務省にとって有益であることが具体的かつ明確に検討・提案されている。	40%
C	評価 3 方針にのっとっていない、提案が不十分、あるいは総務省にとって特に有益な提案であるとは認められない。	0%

(カ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

技術点＝基礎点（10 点）＋加点（990 点）

3 提出書類及び様式

提案者は以下の内容の提案書を提出すること。

ア 表紙記載事項

提案書の表紙には、以下の事項を明記すること。

(ア) 表題は「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負 提案書」とすること。

(イ) 提案者の住所、名称、代表者名及び社印

(ウ) 連絡担当者の所属、氏名及び電話番号

(エ) 提案書の提出日

イ 構成及び記載事項

(ア) 提案内容

提案内容は以下の構成とすること。また仕様書との対応が分かるように該当ページの右端に連番等を記述した索引シールを付けること。

添付資料を作成する場合は、資料番号、タイトル、提案書との対応を記載した一覧表を付けること。

- A 提案骨子
- B 最適化計画への理解度
- C プロジェクト管理
- D 情報システムの構成
- E ネットワーク・施設構成
- F 情報セキュリティ対策
- G 試験・移行・教育
- H 運用・保守
- I その他・追加提案等

(イ) 加点項目対応表

提案書のどの部分が「別紙 1 総合評価基準及び対応表」で示された評価ポイントであるかの対応関係を取りまとめた一覧表を提出すること。

(ウ) 機能証明書

仕様書で求めている要件を満たしていることを証明すること。ハードウェア、ソフトウェアの機能証明は原則としてメーカーカタログ等を用い、別添として添付すること。要求仕様を満たすことを証明する箇所は、該当箇所を蛍光ペン等でマーキングすること。仕様書との対応が分かるように該当ページの右端に連番等を記述した索引シールを付けること。構成や設計等、提案書を用

いて証明する場合は、該当箇所の項番等が分かるようにすること。

(エ) 機能証明書（別添）

メーカーカタログ等は別添として添付すること。

ウ 書式

(ア) 日本語、A4 縦版横書き（ただし、図表などについては必要に応じて A3 縦版または横版を用いてもよい。）、上部余白 25 mm、下部余白 20 mm、左右余白 20 mm、ヘッダー部 15 mm、フッター部 17.5 mmとし、上質紙に 12 ポイント以上の文字で作成すること。原則として文書は Word で作成し、図表は Excel 又は PowerPoint で作成すること。

エ 項番

(ア) 項番の付番については、下記の基準に従うこと。項目を更に細分化する必要等から下記の付番以下のレベルが必要となった場合は、適宜追加設定すること。また、図表番号については、章内での一連番号とし、併せて図表題名を付すこと。

見出し種類	項番表示
見出し 1	1、2、3、・・・
見出し 2	(1)、(2)、(3)、・・・
見出し 3	ア、イ、ウ、・・・
見出し 4	(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)、・・・
見出し 5	A、B、C、・・・
見出し 6	(A)、(B)、(C)、・・・
見出し 7	a、b、c、・・・
見出し 8	(a)、(b)、(c)、・・・

4 プレゼンテーション

- (1) 提案者はプレゼンテーション形式による提案書の説明を行うこと。
- (2) 提案書の説明は、別途説明資料の作成も可とする。
- (3) 出席者は最大で4名とする。
- (4) プレゼンテーションは本プロジェクトのプロジェクトマネージャが行うこと。
- (5) 質疑応答はプロジェクトマネージャ以外が対応することも可能とする。
- (6) プレゼンテーション時間を20分、質疑応答時間を20分とする。
- (7) 実施日時等、詳細は提出期限以降に連絡する。

5 提案書の提出

(1) 提出期限

平成 24 年 3 月 28 日（水）午後 5 時
（郵送による場合は、必着のこと。）

(2) 提出場所

総務省大臣官房会計課契約第 2 係
（東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 中央合同庁舎第 2 号館 Tel:03-5253-5132）

(3) 提出部数

ア 提案内容・加点項目対応表・機能証明書

書面 8 部（うち社名・ロゴ等をマスキングしたものを 4 部）、電子媒体（CD-ROM）2 式

イ 機能証明書（別添）

書面 2 部、電子媒体（CD-ROM）2 式

(4) 提出方法

提案書の提出は、直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）とすること。

郵便の場合には、「総務省ネットワーク基盤（LAN）の構築等の請負 提案書在中」と朱書きすること。

(5) 照会先

提案書作成要領等配布物に関し、照会事項がある場合は、下記の照会先に電子メールにて照会を行うとともに、電話にて連絡すること。

総務省大臣官房企画課情報システム室情報システム第 3 係

TEL : 03-5253-5159

Mail: j3.kikakuka@soumu.go.jp

(6) その他

ア 分かりやすい日本語で記述すること。

イ 必要に応じて確認及び追加資料の提出を求めることがあるので、提案者はその内容についての説明及び資料提出を行うこと。

ウ 応募に要する経費は、提案応募者の負担とする。

エ 応募された提案書は、返却しない。

オ 提出された提案書等は、当該調達選定のためだけに使用する。

別紙1 総合評価基準および対応表

大項目	配点	小項目	配点	評価ポイント
基礎点	10	-	-	全ての仕様を満たし、「合格」となったもの。
大項目	配点	小項目	配点	評価ポイント
加点(共通評価方針)	-	-	-	①「総務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画(総務省行政情報化推進委員会2011年(平成23年)8月26日改定)」に基づいた提案となっているか。 ② 実現性が十分に担保されていると判断できるか。 ③ 提案者の実績や知見に基づく創意工夫が盛り込まれているか。
1 最適化計画への理解度	60	1-1 新しい課題や環境への対応	20	社会状況や技術動向の変化に伴うシステムの改善を検討すること。仮想化等の新技術への対応、スマートフォン等の新デバイスへの対応が考慮されたシステム構成、政府共通プラットフォーム等への柔軟な対応等を統合的かつ運用管理面まで考慮した提案であること。
		1-2 安全性と信頼性の確保	20	安全性や信頼性を確保したシステムの改善を検討すること。大規模災害等への対応や、業務継続の基盤であるネットワークの高い信頼性確保、効率的で統合的なセキュリティ提案であること。
		1-3 省エネルギーの実現	20	技術進歩や社会的な事情も勘案し、省エネルギーが実現できる提案構成であること。
2 プロジェクト管理	50	2-1 体制・資格・実績	20	大規模で複雑な総務省LANを再構築するのに十分な経験・知識・技能・実績・資格を持った要員を、適正な人数で編成していること。特にプロジェクトマネージャ・リーダーは十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な方法論やツールを用いて円滑・確実にプロジェクトを推進できること。複数社・複数部門との連携がある場合にそれぞれが十分な資格・実績を持ち、本業務遂行に足る体制の提案であること。
		2-2 プロジェクトの推進・管理方法	20	体系的に整理されたプロジェクト管理手法を用いながらも、実践的で実現可能なプロジェクト管理を提案すること。教科書的な手法の羅列ではなく、実績や知見に基づいた現実的なプロジェクト推進方法の提案であること。
		2-3 納品成果物	10	文書体系が整理された成果物となっていること。運用時のマネジメントレビュー、修正・更新等を見越した構成、運用、品質管理方法が具体化されている提案であること。
3 情報システム構成	600	3-1 システム基盤	30	情報システムの基盤として使用するサーバ・OSは、エネルギーや資源の有効活用、高い信頼性とセキュリティの確保、効率的な連携や管理が行える提案であること。
		3-2 メールサービス	40	情報システムの中核システムとも言えるサービスであるため、利便性や信頼性が十分に確保された提案であること。特に利便性については組織形態やセキュリティに十分配慮した提案であること。
		3-3 ポータルサイトサービス	10	ユーザが業務を円滑に進める上で必要な情報の提供や取得が分かりやすく行える提案であること。特に利便性については組織形態やセキュリティに十分配慮した提案であること。
		3-4 ファイル共有サービス	70	ユーザが作成した各種ファイルの保存場所、作業場所として十分な性能・信頼性・領域・バックアップ体制が整っている提案であること。特に容量については大きな評価ポイントとなる。また組織形態やセキュリティに十分配慮した提案であること。
		3-5 ディレクトリサービス	40	アカウント管理・認証の中核システムであり、各種システムとの連携が必要となるディレクトリサービスは、高い信頼性と確実な処理を行える提案であること。
		3-6 ネットワーク基盤サービス	30	IPアドレスや名前等、ネットワークの基盤をDRサイトを含め統合的に管理し、安定稼働させる提案であること。ネットワーク基盤の中核であるため、セキュリティにも十分配慮した提案であること。
3 情報システム構成		3-7 プロキシサービス	10	ユーザがWebアクセスをする上で要となるプロキシサービスは、安全性や高速性はもちろんのこと、各種セキュリティ機能との連携が実現できる提案であること。
		3-8 リモートアクセスサービス	50	省外で業務を行う仕組みとしてのリモートアクセスサービスは、安全性を十分担保した上で、機動性を十分に活かせる提案であること。また申請フローや物品管理等の運用面も十分に配慮した提案であること。
		3-9 コミュニケーションサービス	20	双方向のコミュニケーション手段の一つとしてのWeb会議やメッセージ交換が実施できると共に、ユーザの生産性向上につながる提案であること。
		3-10 プリントサービス	5	本省、各拠点のプリンタの管理を効率的かつユーザに利便性の高い形で提供できる提案であること。

大項目	配点	小項目	配点	評価ポイント
		3-11 ストレージサービス	30	システムデータ、ユーザデータ、ログデータを統合的に管理する基盤として、十分な性能・容量・信頼性と多様な接続方法が確保された提案であること。
		3-12 無線LAN接続サービス	5	無線LANの接続利便性を最大限に生かし、セキュリティや運用性を考慮した提案であること。
		3-13 ディザスタリカバリサービス	50	データの保護及び本省の大規模障害時に拠点に対して可能な限り高い性能で、使いやすいディザスタリカバリのサービスを提供できる提案であること。想定される状況や対応、定期的な訓練等を十分に考慮した提案であること。
		3-14 メールセキュリティサービス	10	インターネットメールの大半を占める迷惑メールやウイルスメール、フィッシング詐欺等に対する的確・迅速な防御手段を講じ、安全なメール基盤を提供できる提案であること。
		3-15 マルウェア対策サービス	10	ユーザやシステムに影響が少なく、適正なプログラム・パターンファイル更新を考慮した統合的なマルウェア管理・対策の提案であること。
		3-16 Webコンテンツフィルタリングサービス	10	ディレクトリサービスとの連携による柔軟な運用、詳細なログの保全、日本・世界の各サイトに対応したフィルタリング性能が実現できる提案であること。
		3-17 侵入検知防御サービス	20	外部ネットワークからの侵入や攻撃に対する有効かつ効果的なアクセス制御・侵入防御・証跡管理等を提供する提案であること。
		3-18 不正接続端末検知サービス	20	総務省LANに接続する不正な端末の検知、防御を効果的・効率的に管理できる提案であること。
		3-19 生体認証サービス	20	高い認識率、運用負荷、各種システムとの連携等が検討されている提案であること。
		3-20 セキュリティ監査サービス	10	総務省情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティ監査の視点から設計を行い、年一回のセキュリティ監査への柔軟で素早い対応ができる提案であること。
		3-21 ヘルプデスクサービス	10	ユーザが快適に各種サービスを利用するための仕組みとして、効率的で迅速な問い合わせ対応・障害対応が可能な提案であること。
		3-22 運用管理サービス	30	各サービスを安定的に運用するための各種監視や運用を効率的に行える提案であること。資源管理の見える化、分析、運用改善に貢献するためのサービス提案とすること。仮想化、セキュリティ対策等を含む、統合的な運用提案であること。
		3-23 ログ管理サービス	10	各サービスのログは、システムの異常や傾向分析を行うための基礎情報となるだけでなく、ユーザの証跡管理もかねるため、ログを確実に保全する仕組みの提案であること。
3 情報システム構成		3-24 バックアップサービス	30	バックアップはWAN経由でディザスタリカバリサイトに対して行うため、帯域等の考慮や、リカバリを考慮した上での最適な提案とすること。データの種別、特性に応じた取得タイミングや取得方法が、事業継続の観点等も含めた提案であること。
		3-25 電源管理サービス	10	各機器の電源を安全・自動で効率的に管理できる提案であること。
		3-26 資産管理サービス	10	各機器やLAN端末、プリンタ等の各種資源を統合的に管理し、効率的かつ確実に状態を把握できる提案であること。
		3-27 検証環境	10	運用上の手順確認や動作確認、障害検証等に活用できる検証環境を、総務省LANの安定稼働に寄与させるための提案であること。
4 ネットワーク構成	70	4-1 インターネット回線	5	総務省全体で利用することを踏まえた、高品質・広帯域の回線提案であること。
		4-2 総務省WAN	20	各拠点が総務省LANサービスを快適に利用できる、高品質・広帯域の回線であること。全国に素早く展開し、運用時の拠点増減にも柔軟に対応できる提案であること。
		4-3 本省LAN	30	ユーザが各サービスを利用するのに必要十分な帯域・ポート数・処理能力を有する機器を適正数配置し、高い信頼性を確保できる構成提案であること。特に本省は様々なセグメントを有するため、セグメント特性に応じた提案であること。
		4-4 拠点LAN	15	ユーザが各サービスを利用するのに必要十分な帯域・ポート数・処理能力を有する機器を適正数配置し、高い信頼性を確保できる構成提案であること。
5 情報セキュリティ対策	30	5-1 情報セキュリティ対策	30	新技術への対応や、多種多様なハードウェア・ソフトウェアを統合的に管理しつつ、政府基準に対応したセキュリティ対策、運用を考慮した提案であること。

大項目	配点	小項目	配点	評価ポイント
6 試験・移行・教育	70	6-1 移行	70	全国各地に拠点を持つ総務省LANの移行は、十分検討された計画と経験に裏付けられた実行が必要であるため、移行に必要な方法論、手順、準備、計画、実績等が評価のポイントとなる。特に特定の部署は無停止での移行が必要であることを考慮し、確実かつ迅速な移行提案であること。
7 運用・保守	80	7-1 サービスレベル管理	20	総務省LANの重要性を鑑み、必要十分なサービスレベルを提案すること。その測定方法や測定点等も、継続する総務省LANの特性や運用を考慮した、現実的なPDCAサイクルの提案であること。
		7-2 運用	50	大規模・複雑な総務省LANを効率的に運用しながらもユーザ視点での質の高いサービス、主管係の負荷を減らせるよう主体的に動ける要員と、要員を適正に稼働させられるリーダーシップ、組織体制の提案であること。総務省LANの各システムの稼働状況やリソースを適正に把握・管理し、性能を担保しつつ、能動的な運用を行える提案であること。
		7-3 保守	10	本省はもちろんのこと、全国の拠点に対する迅速な保守が可能な保守拠点体制、部材確保、実績、対応時間等の提案であること。
8 その他・追加提案等	20	8-1 追加提案	20	必須要件でない中でも、総務省LANにとって必要・有益な提案であること。
9 プレゼンテーション	10	9-1 提案ポイント	10	プロジェクトマネージャのプレゼンテーション能力、各種サービスに関する知識、プロジェクト推進のノウハウや経験があるかどうかを評価する。

加算合計 : 990 + 基礎点合計 : 10 = 技術点 : 1000